

# 令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

令和5年3月14日

令和5年度の福祉・介護職員処遇改善加算（処遇改善加算）、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定される場合は、下記期限までに届出書を提出してください。

なお、作成にあたっては、国通知（令和5年3月10日付け障障発0310第2号）「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を確認してください。

## 1 令和5年度計画書の届出に必要な書類

	様式番号	様式名等	過去に届出済の場合	初めての届出の場合	備考
1	県様式1	令和5年度福祉・介護職員処遇改善等加算届出書	○		
2	別紙様式2-1	障害福祉サービス等処遇改善計画書	○		
3	別紙様式2-2	福祉・介護職員処遇改善計画書（処遇改善加算）	○		
4	別紙様式2-3	福祉・介護職員処遇改善加算計画書（特定処遇改善加算）	○		特定加算も算定する場合
5	別紙様式2-4	福祉・介護職員処遇改善加算計画書（ベースアップ等支援加算）	○		ベースアップ等支援加算も算定する場合
5	別紙様式2-5	職員分類の変更特例に係る報告	△		該当する場合
6		就業規則、給与規程	△	○	△届出内容に変更がある場合
7		労働保険に加入していることが確認できる書類	不要	○	労働保険関係成立届等の納入証明書等。
8		キャリアパス要件Ⅰを満たしていることが確認できる書類 ※	不要	△	職位、職責等に応じた任用等の要件及び賃金体系を定めていることが確認できるもの。 就業規則と別に定めている場合は必須。 △算定する加算区分に応じて添付。
9		キャリアパス要件Ⅲを満たしていることが確認できる書類 ※	不要	△	昇給の仕組みが確認できるもの。 就業規則と別に定めている場合は必須。 △算定する加算区分に応じて添付。

※就業規則に定められていない場合も多いので、別に定めている場合は提出漏れのないようにしてください。

## 2 令和5年度計画書の届出提出締切

令和5年4月15日（土） ※1部提出

提出方法：メール又は郵送

提出先：〒753-8501

山口県山口市滝町1-1

山口県健康福祉部障害者支援課在宅福祉推進班 ([TEL:083-933-2764](tel:083-933-2764))

メールアドレス a14100@pref.yamaguchi.lg.jp

※様式や制度の要件等は県障害者支援課のホームページを御確認ください。

### 3 その他

(1) 年度の途中で加算を取得しようとする場合は、加算を取得する月の前々月の末日までに県へ提出すること。

(例) 令和4年7月から算定→令和4年5月末日までに届出

(2) 既に届出をしている事業所または法人が障害福祉サービスの新規指定により、加算算定対象の事業所(サービス)を増加させる場合や廃止等により加算算定対象の事業所が減る場合は、処遇改善加算の変更の届出をすること。

なお、増加の場合は、加算を取得する月の前々月の末日までに県へ提出すること。

(3) 加算区分を変更する場合や新たに加算の算定を開始する場合等は、処遇改善加算の変更届とは別に、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の変更届の提出が必要。

(人員等が変更になる場合の変更届と同様の変更届)

(4) 処遇改善特例交付金の算定を希望する事業所については、別途示される様式において申請をすること。